

戸塚区寄り添い型学習支援事業 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、戸塚区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）要綱第8条の規定に基づき、「戸塚区寄り添い型学習支援事業」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定する場合の手続き等について定める。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、横浜市寄り添い型学習支援事業実施要綱、戸塚区寄り添い型学習支援事業実施要綱、戸塚区寄り添い型学習支援事業業務委託仕様書、戸塚区寄り添い型学習支援事業受託候補者特定に係る実施要領、提案書作成要領、戸塚区寄り添い型学習支援事業業務委託に係る提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式等は提案書作成要領に定める。

- (1) 法人・団体等の概要及び事業実績
- (2) 業務実施方針
- (3) 業務実施内容・実施手法
- (4) 業務実施体制
- (5) 業務実施上の管理運営体制
- (6) 収支予算書
- (7) 企業としての取組

(評価)

第4条 プロポーザル方式により受託候補者を特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人・団体等の事業実績等
 - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (3) 業務実施内容・実施手法の妥当性・実現性等
 - (4) 業務実施体制の妥当性・実現性等
 - (5) 業務実施上の管理運営体制の妥当性・実現性等
 - (6) 収支予算書の妥当性等
 - (7) 企業としての取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に評価し、全評価委員の評価点・加点の合計（以下「総合点」という。）で提案者の順位を決め、最も高い提案者を第一順位とする。
 - 4 総合点が同点の場合は、評価委員の投票で多数決を行い、同点者の順位を決める。票数が同じ場合には委員長判断により順位を決める。
 - 5 提案者が1者以上の場合、評価を実施する。
 - 6 全評価委員の評価点の合計が満点の60%に満たない者は、受託候補者としなない。
 - 7 評価委員会のヒアリングに出席した委員の半数以上から、評価の着眼点の項目で最低の評価（1：特に劣っている）を受けた者は、受託候補者としなない。
 - 8 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (2) 提案書の評価
 - (3) ヒアリング
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。
委員長 戸塚区副区長
副委員長 戸塚区福祉保健センター担当部長
委員 戸塚区区政推進課長
戸塚区地域振興課長
戸塚区福祉保健課長
戸塚区こども家庭支援課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 評価委員会のヒアリングに欠席した委員は、採点ができないものとする。
- 6 委員長は、評価結果を選定委員会に報告するものとする。
- 7 評価委員会は非公開とする。
- 8 評価委員会の総務は、戸塚区生活支援課が行う。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(選定の効力)

第7条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により、受託候補者として特定した者（以下「特定者」という。）の選定の効力は、特定者が業務を開始した年度から起算して5か年度とする。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が業務の受託者として適当でないと認めるときは、選定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。

(その他)

第8条 この要領の運用において必要な事項は区長が定める。

附 則

この要領は、令和5年11月8日から施行する